平成２１年（フ）第４０８号
岡山県倉敷市亀山125番地２
債務者　中西　直美
１　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
香川県高松市林町853番地11
債務者　佐々木　妙（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５００号
香川県東かがわ市松原1230番地40
債務者　安部美津代（旧姓山﨑）
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４１２号
沖縄県那覇市天久２丁目19番５号　彪Ｓ207
債務者　伊波　晶江
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１３７号
茨城県つくば市谷田部6251番地
債務者　市村　秋男
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５４１号
埼玉県草加市瀬崎町1064番地２レクセル谷塚第２―102号
債務者　大山　榮一
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５６５号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地パークタウン９―102
債務者　渡邊　貴二
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５６６号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地パークタウン９―102
債務者　渡邊久美子
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５７９号
埼玉県八潮市大字浮塚200番地１エレクセルヴィラ102号室
債務者　高橋　結香
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２４号
神奈川県南足柄市内山747番地７
債務者　永富　逸男
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６５０号
神奈川県秦野市落合24番地の８
債務者　相原　三好
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６５１号
神奈川県秦野市落合24番地の８
債務者　相原美恵子
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６６１号
神奈川県小田原市飯田岡324番地、前住所東京都国立市中１丁目19番地の10
債務者　野口　博司
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７６０号
神奈川県厚木市戸室１丁目11番11号　レジデンス清水先Ａ―303、旧住所神奈川県厚木市水引２丁目６番24号
債務者　上野　正志
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７７０号
神奈川県伊勢原市笠窪391番地の１　レジデンス湘南310号
債務者　山口　武司
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７７１号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目15番３号　栄コーポ201号、旧住所神奈川県伊勢原市笠窪320番地の15
債務者　山口ひろみ
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５８号
福井県敦賀市白銀町６番12―102号
債務者　一村　文子
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部